

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る観点から、行政機関等における製品安全対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センター、都道府県、市町村、消防本部、製造・輸入・販売事業者、事業者団体及び消費者団体

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

平成21年8月～23年2月